

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとは、
その翌日)

目次

- ◆ 告 示 争議行為の実施
降ひようについての特別被害地域の区域の指定
保安林の指定
保安林の指定の解除(二件)
保安林予定森林
- ◆ 告 示 土地改良区の設立認可の適否の決定
土地改良事業の変更計画の適否の決定
土地改良事業計画の適否の決定(五件)
土地改良事業の認可(二件)
- ◆ 正 誤 昭和四十八年七月鳥取県告示第五百十四号中訂正
昭和四十九年十月鳥取県告示第九百十三号中訂正
昭和四十九年十月鳥取県告示第九百十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第六百八十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、全国労災病院山陰支部支部長尾しのおから争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

待機者が業務に従事した場合の休養時間等の要求に関する件

二 日時

昭和五十年八月十六日からこの事件が解決する日まで

三 場所

山陰労災病院に勤務する組合員の所属する全職場(鳥取県)

四 概要

時間外の労働及び待機を拒否する。

鳥取県告示第六百八十七号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三十六号)第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和五十年五月二十一日から六月九日までの間の降ひようについての特別被害地域の区域を指定する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

農業関係	区
一般農業者	分
“ “ “ 東伯町 “ “ 大栄町 “ 北条町 関金町 “ “ 三朝町 羽合町 東郷町 泊村 “ “ “ 倉吉市 “ 青谷町 鳥取市	市町村名
下郷村 上郷村 浦安町 八橋町 栄村 由良町 大誠村 下北条村 中北条村 関金町 小鹿村 三徳村 旭合村 羽合町 東郷町 泊村 灘手村 社城村 高城村 上北条村 日置村 青谷町 鳥取市	旧市町村名

“ 会見町 “ “ 中山町 “ “ “ 境港市 “ “ “ 赤碕町 “
賀野村 手間村 逢坂村 上中山村 下中山村 余子村 外江町 中浜村 渡田村 安田村 以西村 成美村 赤碕町 古布庄村

鳥取県告示第六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の六三五、八八九の六三七

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字榎保木九七七、九七九の一、九七九の二(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造成課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字豊成字山王二二四〇の四、一二五八の二から二二五八の五まで

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第六百九十一号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林子定森林の所在場所

西伯郡大山町飯戸字向原一五四二の五四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十二号

昭和五十年六月十七日付けで八頭郡八東町大字南四〇番地杉原節夫ほか二十六人の者から申請のあつた八東土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

制害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(会見地区ほ場整備)事業の変更計画を定めためたので、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所、西伯町役場、会見町役場及び岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十四号

昭和五十年六月四日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(石谷地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十五号

昭和五十年七月十一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(森地区

用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十六号

昭和五十年七月十一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(坂本地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十七号

昭和五十年七月十五日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（太郎田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十八号

昭和五十年七月十一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（今泉地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年八月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百九十九号

北条町から申請のあつた町営土地改良（江北地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

昭五十年八月十二日

昭和五十年八月十二日

昭和五十年八月十二日

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百号

日南町から申請のあった町営土地改良(宝谷地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年八月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年八月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和四十八年七月鳥取県告示第五百十四号(解除予定の保安林について)中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 二 九六三、九六四の一 字大清水九六三、
字駄床九六四の一

昭四十九年十月鳥取県告示第九百十三号(保安林の予定森林について)中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 下 八 字紫田山 字柴田山

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百十四号(保安林の予定森林について)中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

九 上 二十二 三一八五の一、三二八五の一 三一八五の一
" 下 一 三三三二の二 三三三三の二